

入 札 公 告

内閣府日本学術会議事務局において、下記のとおり一般競争入札に付します。
平成27年2月19日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 田口 和也

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也

2 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気
- (2) 仕 様 等 入札説明書のとおり
- (3) 契約条項 入札説明書のとおり
- (4) 履行期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履行場所 日本学術会議庁舎（東京都港区六本木7-22-34）
- (6) 入札方法 入札金額は総価を記載することとし、詳細は入札説明書参照のこと。
なお、落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の利用
本案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

3 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（「物品の製造」又は「物品の販売」の営業品目において「その他」に登録している者であること。）
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

4 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

所 在 地 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係
電話番号 03-3403-1930

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成27年3月12日（木）午後2時
- (2) 場 所 内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室（5階504号室）

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した者の入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

10 その他

詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

日本学術会議で使用する電気

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子調達機能を利用した入開札手続きを取る。また、紙による入開札手続きを取ることも可能とする。

URL <https://www.geps.go.jp/>

内閣府日本学術会議事務局

目次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所
6. 入札に当たっての注意点
7. 郵便による入札書等の受領期限
8. 入札・開札執行の日時及び場所
9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 入札及び開札
12. 入札の無効
13. 契約書作成の要否及び契約条項
14. 落札者の決定方法
15. 再度入札
16. その他
17. 問い合わせ先

別記様式	1	入札書
別記様式	2	委任状
別記様式	3	契約書（案）
別記様式	4	確約書
別	記	暴力団排除に関する誓約事項
別	紙	仕様書
		事前審査資料提出要領
		二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組 の状況に関する条件
別	添	適合証明書

入札説明書

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 田口 和也
- (2) 所属する部局 日本学術会議事務局
- (3) 所 在 地 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契 約 条 項 別記様式3「契約書（案）」のとおり
- (4) 契 約 期 間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
- (5) 履 行 場 所 日本学術会議事務局（東京都港区六本木7-22-34）

3. 競争の方法

一般競争入札による。

4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が求める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入に関し別添に掲げる入札適合条件を満たすこと。

5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所

〒106-8555 東京都港区六本木7-2-34

内閣府日本学術会議事務局管理課 用度・管理係

6. 入札に当たっての注意点

入札に当たっては、別紙事前審査提出要領に記載の必要書類及び下記11. (11)に記載された資格審査結果通知書の写しを内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係に提出し、審査を受けなければならない。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により資料等を提出する場合は、当該システムで定める証明書等の提出手続きにより、下記期限までに提出すること。審査の結果、入札参加を認めない場合がある。

証明書等提出期限：平成27年3月5日（木）正午締切

（提出は持参又は郵送による。郵送の場合は、提出期限までに必着。）

審査結果：平成27年3月9日（月）までに全者に通知する。

7. 郵便による入札書等の受領期限

平成27年3月12日（木） 午前9時30分

（ただし、入札書を持参する場合は、開札の日時までとする。）

8. 入札・開札執行の日時及び場所

平成27年3月12日（木） 午後2時

内閣府日本学術会議事務局 5-B会議室（5階504号室）

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない。通信状況により執行時刻までに電子調達システム（政府電子調達（G E P S））に入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能を用いて提出する場合には、6. の証明書等もシステムを利用して提出しておく必要があるので、注意すること。証明書等の合否判定が終了しないとシステム上に入札書の登録ボタンが表示されないので、内閣府日

本学術会議事務局管理課用度・管理係から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。（証明書等が多量の場合は、証明書等をいったん紙媒体で提出のうえ、証明書等の受領期限までに送り状（紙媒体で提出したことを記した書面（様式自由））を、システムを利用して提出することも可とする。）

9. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

10. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

11. 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者の入札金額は、総価を記載するものとし、入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当方が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とする。

なお、入札金額の算定に当たっては力率を100%とし、燃料調整額、再生可能エネルギー賦課金及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこととする。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加者は、入札書（別記様式1）を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））により入札する場合は、当該システムにより提出することとする。

- (5) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載し、封印の上、公告に示した日時までに内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係に提出しなければならない。

- ・ 入札金額（総価）
- ・ 件名
- ・ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印（代理人等をして入札させるときは、その代理人等の所属する法人名及び代理人等の氏名及び押印）

- (6) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- (7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））により入札する場合は、当該システムで定める委任の手続きをすることとし、入札までに手続きを終了しておかなければならない。

- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

- (9) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。

- (10) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））により入札した場合を含む。）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。

- (11) 入札参加者は、上記6に記載の必要書類提出時に資格審査結果通知書の写しを提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。

- (12) 入札金額の内訳書の提示

- ① 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求めることがあるので準備すること。

- ② 内訳書の様式は適宜とし、記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。
 - ③ 内訳金額が入札金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札参加者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。
- (13) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者があるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち会わせる。
- また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

12. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 前記11－(4)に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに談合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 前記11－(7)に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

13. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約書の作成は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で行うことができる。電子契約書の作成を希望する場合は、開札の日時までに電子事業者登録を完了させておかなければならない。

(2) 契約条項は、契約書（案）（別記様式3）のとおりとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で契約書を作成する場合には、別途電子契約書の条項による。

(3) 契約金額は、単価契約とし、入札書に記載された書面上の金額の100分の108に相当する金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(4) 契約締結の際に、確約書（別記様式4）も併せて提出しなければならない。

14. 落札者の決定方法

(1) 上記6に記載の必要書類を提出し、審査を受けて入札参加を認められた入札者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 前号の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））による入札参加者には開札結果通知書を送信する。

15. 再度入札

(1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

(2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

16. その他

- (1) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。
- (2) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。
- (3) 入札者は、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書を作成、支出負担行為担当官あて提出すること。
- (5) 基本料金の力率割引又は割増を行う場合、電力量料金について燃料費調整を行う場合及び太陽光発電促進付加金を加算する場合には、関東管内の一般電気事業者が特定規模需給に対して定める標準供給条件（電気受給約款）によるものとし、これによりがたい場合は協議する。
- (6) 本案件の落札業者は、開札終了後に打ち合わせを行いスケジュール等の調整を行うこととする。
- (7) 入札参加業者名、入札金額については、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））上で公表することとする。
- (8) 不明な点は、下記17. に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））の質問回答機能は使用しないこと。
- (9) 本件は、平成27年4月1日以前に平成27年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

17. 問い合わせ先

（入札・仕様書等について）

内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 佐藤

〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34

電話番号 03（3403）1930

FAX 03（3403）1075

※問い合わせは文書（FAXも可）にてお願いいたします。

（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））に関する事項）

電子調達システムヘルプデスク

電話番号 0570 (014) 889 (ナビダイヤル)
017 (731) 3177 (IP電話等をご利用の場合)
受付時間 8:30~18:30 (平日)
URL http://www.geps.go.jp/contact_us

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気

2 入札金額 金 円也

住所

社 名

社印

入札者名

印

入 札 書

平成 2 7 年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、
下記の金額により入札いたします。

記

1 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気

2 入札金額 金 _____ 円也



- ※ 仕様書に定める内容の履行に要する一切の費用を見積もること。
- ※ 見積もった契約金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を記載すること。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社 名 △ △ △ 株式会社

(社 印)

入札者名

□ □ □ □

印



※ 委任状に記載された受任者

※ 委任状と同じ印

委任状

私は、_____を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印
---------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

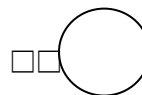
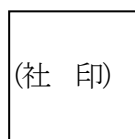
- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積りに関する一切の権限
- ② 上記①の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印 
---------	--

(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成27年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇
社 名 △ △ △ 株式会社
代表者名 代表取締役 □□ □□



(代表者印)

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 代理人が入札書を直接提出する場合、代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

私は、_____を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印
----------	---

平成 年 月 日

住 所

社 名

代表者名

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

委任状

(注) 実際に入札当日に入札を行う者

私は、を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- ① 日本学術会議庁舎で使用する電気に係る入札及び見積りに関する一切の権限

復代理人使用印鑑	印 
----------	--

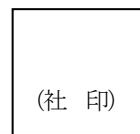
(注) 入札書と同じ印を押印すること

平成27年〇〇月〇〇日

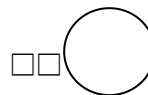
住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇

社 名 △ △ △ 株式会社

代表者名 代表取締役 □□



(社 印)



(代表者印)

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

(注) 復代理人が入札書を直接提出する場合、復代理人使用印鑑を必ず持参すること。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 日本学術会議事務局長 田口 和也 (以下「甲」という。)
と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。) とは、次の条項
により「日本学術会議庁舎で使用する電気」に係る単価契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 本契約の目的は次のとおりとする。

- (1) 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気
- (2) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

(契約金額)

第 2 条 契約金額は次のとおりとする。ただし、以下の各金額には消費税額及び地
方消費税額を含まないものとする。

契約金額 (単価)

基本料金単価	円／キロワット・月
電力量料金単価 夏季 (7～9 月)	円／キロワット時
その他季	円／キロワット時

2 消費税額は、消費税法 (昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号) 第 2 8 条第 1 項及
び第 2 9 条並びに地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 7 2 条の 8 2
及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、契約単価に 1 0 0 分の 8 を乗じて得
た額とし、円未満の端数は切り捨てることとする。

3 基本料金の力率割引又は割増を行う場合、電力量料金について燃料費調整
を行う場合及び再生可能エネルギー賦課金及び太陽光発電促進付加金を加算
する場合には、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標
準供給条件 (電気需給約款) によるものとし、これによりがたい場合は甲乙
協議する。

4 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協
議の上価格を改定することができる。

(契約保証金)

第 3 条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡)

第4条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社、信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条及び動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合において、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、官署支出官日本学術会議事務局管理課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第6条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき

(2) 契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を甲乙協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第7条 計量日は甲乙協議の上決定することとし、乙は計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲又は甲の指定する職員の検査を受けるものとする。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第9条 乙は第7条に定めた検査終了後、第2条に規定する価額に基づき支払請求書を作成し、1月毎に支出官に請求するものとする。

2 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 支出官は、約定期間内に料金の支払いが完了しない場合は、遅延利息として、請求金額に約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、年利2.9パーセントの率を乗じて得た金額を乙に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払わないものとする。また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により通告し本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第 12 条 乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第 2 条に定める契約金額（電力料金単価）を乗じて額に契約電力に基本料金乗じて得た金額を加算した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(損害賠償)

第 13 条 第 11 条の規定による解除の場合は、甲は乙に損害賠償を請求できるものとする。

2 前項に規定する損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第 14 条 甲は、本契約に基づく第 12 条第 1 項による違約金、第 11 条第 1 項による損害賠償金の額と、甲の乙に支払うべき契約代金又は第 10 条第 1 項による支払遅延利息の額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(機密の保持)

第 15 条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、本契約終了後も継続するが、甲及び乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(細目的事項の取扱)

第 16 条 契約履行上必要な細目的事項は、乙の定める【電気需給約款】に依拠する。

(談合等の不正行為に関する特約条項)

第 17 条 甲及び乙は、談合等の不正行為に関する特約条項については別添 1「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第 18 条 暴力団排除に関する契約条項については、別添 2「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(協議)

第 19 条 甲及び乙は、本契約の履行に関して疑義が生じたとき又は本契約書に明記してない事項については、その都度協議して円満に解決するものとする。

2 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

(補 則)

本契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成27年〇〇月〇〇日

甲 東京都港区六本木7-22-34

支出負担行為担当官

日本学術会議事務局長 田口 和也

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負

人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害に生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約単価に（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価。）の予定数量を乗じて算出した金額の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

確 約 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
日本学術会議事務局長 殿

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

⑩

当社は、「日本学術会議庁舎で使用する電気」の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する不正行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この確約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議ありません。

担当者及び連絡先

担当者氏名 _____

電話番号 _____

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕 様 書

1 件 名 日本学術会議庁舎で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 日本学術会議庁舎
東京都港区六本木7-22-34
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所）

3 仕 様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式
負荷設備の有無

- ①供給電気方式 交流3相3線式
- ②供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ③計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- ④標準周波数 50ヘルツ
- ⑤電気方式 1回線受電
- ⑥蓄熱式負荷設備の有無 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ①契約電力 175キロワット

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大
需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- ②予定使用電力量 320,747キロワット時
(月別の予定使用電力量は別表のとおり)

(3) 使用期間

自 平成27年4月1日 0時 至 平成28年3月31日 24時

(4) 電力量の検針

- ①自動検針装置 無
- ②電力会社の検針方法 人手検針
- ③計量器の構成 株式会社東芝製 屋内耐候型変成器付複合計器（通信機能無し普通級）
型式 SM-3ER-R型
交流3相3線式 110ボルト 5アンペア 50ヘルツ
計器定数 1,000パルス／キロワット秒
1,000パルス／キロバール秒
パルス定数 50,000パルス／kWh
(ただし、電力需給用複合計器（通信機能付普通級）への取替可)

(5) 需給地点

需要場所における東京電力株式会社の供給用配電箱における東京電力株式会社の母線と日本学術会議の地絡遮断装置（UGS）の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

4 その他

(1) 力率は、契約期間中100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備（190キロボルトアンペア）1台を有している。

(4) 太陽光発電設備（10キロワット）を有している。

(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとし、これによりがたい場合は協議することとする。

なお、入札金額の算定にあたっては、力率を100パーセントとし、燃料費調整額、再生可能エネルギー賦課金及び太陽光発電促進付加金については考慮しないこととする。

(6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

① 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

③ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

④ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

⑤ 社会情勢の影響により東京電力株式会社が料金改定(燃料費調整額等含む)を実施した場合、同程度の料金改定について担当者と協議し決定するものとする。

⑥ 使用電力の状況報告書の提出を求めた場合、使用電力量集計のデータを無償で提供すること。

(7) 本件は、平成27年4月1日以前に平成27年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行う場合がある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

月別予定使用電力量

年 月		予定使用電力量 (kWh)
平成 27 年	4月	22,772
	5月	18,359
	6月	23,596
	7月	34,751
	8月	32,320
	9月	29,726
	10月	21,944
	11月	19,408
	12月	27,695
平成 28 年	1月	27,646
	2月	30,673
	3月	31,857
合 計		320,747

日本学術会議庁舎で使用する電気に係る事前審査資料提出要領

1. (別添) 適合証明書を提出すること。
2. 適合証明書には以下の資料を添付すること。
 - ① 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であることの証明書類
 - ② 「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」による入札適合条件を満たす者であることの証明書類
3. 支出負担行為担当官は、提出された書類を本件以外に提出者に無断で使用することはない。
4. 支出負担行為担当官が一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出も認めない。
5. 適合証明書に対する担当職員からの照会等に対し、速やかに対応すること。
6. 提出された適合証明書等の審査の結果によっては、入札に参加できない場合がある。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①平成25年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数、②平成25年度の未利用エネルギー活用状況、③平成25年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表にあてはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得 点
平成25年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位：kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.475 未満	70
	0.475 以上 0.500 未満	65
	0.500 以上 0.525 未満	60
	0.525 以上 0.550 未満	55
	0.550 以上 0.575 未満	50
	0.575 以上 0.600 未満	45
	0.600 以上 0.625 未満	40
	0.625 以上 0.650 未満	35
	0.650 以上 0.675 未満	30
	0.675 以上 0.700 未満	25
	0.700 以上	20
②平成25年度の未利用エネルギー活用状況	1.35%以上	15
	0.675%以上 1.35%未満	10
	0.00%以上 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成25年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0.00%超 0.75%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙1「各用語の定義」を参照

※ 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。具体的には、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等において、日本学術会議に譲渡する。書類等が有る場合も譲渡することとする。

2. 提出書類

入札にあたっては、競争資格参加書類として、1（1）の件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を必ず添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるよう電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後、可能な限り速やかに1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

「各用語の定義」

用 語	定 義
①平成 2 5 年度 1 k W h あたり の二酸化炭素排 出係数	「平成 2 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 ・地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 2 5 年度の二酸化炭素排出係数
②平成 2 5 年度 の未利用エネル ギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 2 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は以下のとおり。 平成 25 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を平成 25 年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） $\text{平成 25 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成 25 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成 25 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス 3. 平成 2 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。 4. 平成 2 5 年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

③平成２５年度の再生可能エネルギー導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\text{平成25年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}}$ ① 平成２５年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh）） ② 平成２５年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。） ③ 平成２５年度の供給電力量（需要端（kWh）） １． 再生可能エネルギーとはFIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。 ２． 平成２５年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。 ３． 平成２５年度の供給電力量（③）には他電気事業への販売分は含まない。
⑤需要家への需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名社印
印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 平成25年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成25年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (実排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成25年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成25年度の再生可能エネルギー導入状況		
	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		
	項 目	取組の有無	点 数
⑤	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について		
①～⑤の合計点数			

注1) 上記1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添により算出した値を記載すること。

注2) 上記1の合計点数が70点以上及び上記2に「適」と記載された者を本案件の入札適合者とする。

注3) 上記1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。